

## 秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部抜粋）

（一般廃棄物処理手数料）

第 20 条 一般廃棄物の処理手数料は、別表に掲げる額とする。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第 1 項に定める手数料を減免することができる。

別表(第 20 条関係)

種別	取扱区分	手数料	
し尿	(1) 定額制 一般家庭及びこれに準じるもので、常時利用人員が一定のもの	1 人につき 月額 290 円	
	(2) 度数制 前号に該当するもののうち 1 か月に 1 回を超えてくみ取りをするもの	1 回につき	430 円
	(3) 従量制 前 2 号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	42 リットルにつき	280 円
動物の死体		1 体につき	5,250 円
一般家庭から排出される粗大ごみ	(1) 本市が戸別に収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個につき	650 円
	(2) 市民が市長が指定する施設へ自己搬入するとき。	1 個につき	300 円
上記以外の一般廃棄物	(1) 排出量が常時 1 日平均 10 キログラム以上又は一時に 100 キログラムを超えるものを本市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 キログラムにつき	39 円
	(2) 一般廃棄物収集運搬事業者が規則で定める容器包装プラスチックを市長が指定する施設へ搬入するとき。	1 キログラムにつき	19 円

備考

- し尿の取扱区分のうち従量制手数料の算出基礎となる数量が 42 リットル未満のとき、又はその数量に 42 リットル未満の端数があるときは、その数量を 42 リットルとして計算する。
- し尿及び動物の死体以外の一般廃棄物の手数を算出する基礎となる数量が 1 キログラム未満のとき、又はその数量に 1 キログラム未満の端数があるときは、その数量を 1 キログラムとして計算する。